

質問に対する回答書

(件名) 関越自動車道 三室沢橋床版取替工事

No.	質問箇所	質問事項	回答
1	金抜設計書 単価表 番号38～40 項目番号 19-(2) 交通保安要員	項目番号 19-(2) 交通保安要員 (交通監視員A、A1(夜)、A2(夜))の数量について、特記仕様書P. 29 25-9交通規制工の種別に記載の規制に必要な配置を算出しますと、交通監視員A：2,098人日⇒1,780人日、交通監視員A1(夜)：718人日⇒751人日、交通監視員A2(夜)：82人日⇒751人日という配置になると思われます。交通保安要員の配置について、ご教示願います。	交通保安要員の数量について公告図書のとおりです。
2	金抜設計書 単価表 番号26 項目番号 19-(1) 交通規制工	項目番号 19-(1) 交通規制工 (車線規制Ⅱ×1×0(夜))の数量について、設計図_上下線交通運用工(55, 56/59) 三室沢橋(上下線) 本線シフトステップ図(その30, 31) (参考図)を確認しますと、本項目は、上り線対面通行規制後の作業となっておりますので、規制回数は1回になると思われます。車線規制Ⅱ×1×0(夜)の数量について、ご教示願います。	設計図_上下線交通運用工(56/59) 三室沢橋(上下線) 本線シフトステップ図(その31) (参考図)に示すとおり、車線規制Ⅱ×1×0(夜)は、上り線の対面通行規制Ⅱ×1B(昼夜)の解除から切替後の規制であり、上り線及び下り線、各々を実施することから、本規制回数は2回を計上しております。
3	金抜設計書 単価表 番号23～37 項目番号 19-(1) 交通規制工	項目番号 19-(1) 交通規制工(夜間の規制)について、設計図_上下線交通運用工(21～24/59) 三室沢橋(上下線) 交通規制図(その1～4)を確認しますと、ラバーコーンに保安警告灯を設置するとあります。特記仕様書P. 12 14. 貸与品に関する事項に記載の交通規制標識類に含まれると考えますが、規制期間中に保安警告灯の棒電池の交換が発生すると思われます。保安警告灯に使用する棒電池は支給されると考えてよろしいでしょうか。交通規制標識類を含む貸与品について、ご教示願います。	特記仕様書14-1貸与品に示すとおり機械の運転に要する燃料、油脂、現場修理及び管理に要する費用は関連する単価項目に含まれるため受注者負担となります。